

税の申告はお早めに

確定申告 2月16日(金)～3月15日(木)

2月16日(金)から、所得税の確定申告と町県民税、国民健康保険税の申告が始まります。自分で申告書を作成し、3月15日(木)までに申告してください。

2月上旬には税務グループの窓口にて「所得税の確定申告の手引き」を準備していますので、参考にしてください。

なお、還付申告は、2月16日(金)以前から税務署で受付をしています。

所得 税

サラリーマンなど給与所得の方 《主な収入が給与収入の方》

サラリーマンの給与収入にかかる所得税は、毎月の給与やボーナスから源泉徴収され、12月の年末調整によって1年間の納税が完了しますので、確定申告の必要はありません。

サラリーマンなどの給与所得の方も、次のような方は申告が必要です。

- ① 昨年の給与の収入額が2千万円を超える方
- ② 給与を1カ所から受けている場合で、給与以外の所得金額（不動産所得など）が20万円を超える方
- ③ 給与を2カ所以上から受けている場合で、年末調整された給与以外の給与の収入額と、給与以外の所得金額との合計が20万円を超える方

事業所得や不動産所得がある方 《主な収入が給与収入以外の方》

次の各項目に該当する方は確定申告が必要です。

- ① 商売など個人で事業を営んでいる方
- ② 不動産収入（家賃や地代など）がある方
- ③ 土地や建物、株式などを譲渡した方
- ④ 年金を受けている方で年金以外の収入がある方や、社会保険料控除・生命保険料控除などを受けられる方

申告で税が還付される方

通常は確定申告の必要のないサラリーマンなど給与所得の方でも、次のような方は確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

- ① 平成18年中に退職し、その後再就職しなかったため、年末調整を受けられなかった場合

- ② 病気やけがなどで多額の医療費を支払った場合（医療費控除）
 - ③ 災害や盗難にあつて、住宅や家財に損害を受けた場合（雑損控除）
 - ④ 住宅ローンを利用して、マイホームを購入したり増改築をした場合（住宅借入金等特別控除）
 - ⑤ 一定の要件を満たす住宅耐震改修をした場合（住宅耐震改修特別控除）
- ※詳しくは税務署までお問い合わせください。

申告に必要なもの

- ・ 申告書と印鑑（申告書は会場にもあります）
- ・ 国民年金保険料・社会保険料・医療費の領収書、生命保険料・損害保険料の控除証明書など控除に必要な書類（昨年度より、国民年金保険料の納付証明書の添付が義務付けられています）
- ・ 給与・年金の源泉徴収票
- ・ 銀行などの口座番号が分かるものと届け出印（所得税を口座振替で納付される方や、還付申告をされる方）

町県民税（住民税）

確定申告をされる方と、勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されている方は必要ありません。

申告が必要な方

①平成19年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があった方

国民健康保険 税

国民健康保険に加入している人は必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告が、町県民税の申告をされる方は必要ありません。

所得が少ない方については、負担を軽くするため、状況に応じて国民健康保険税が軽減される場合があります。申告がなければ、その措置が受けられません。収入がなかった方も、必ず申告してください。

※町県民税・国民健康保険税とも、申告に必要なものは、所得税の申告と同じです。申告書は申告会場にあります。

※町県民税と国民健康保険税のお問い合わせは 播磨町役場税務グループへ。

税務署からのお知らせ

①所得税の確定申告書作成コーナー

国税庁ホームページに、パソコン画面から金額などの必要事項を入力することにより、税額などを自動計算し、確定申告書が作成できるコーナーがあります。ぜひご利用ください。
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

②自書申告にご協力を！

税務署では、納税者の方々が申告書などを作成される場所を提供し、職員は申告書等作成の助言を行う方式（自書申告）を推進しています。これは、申告書などを自分で作成できれば、翌年から税務署へ行かなくても済むという納税者の方々の利便を考慮したものです。

「確定申告の手引き」や「前年分の申告書控」などを参考に確定申告書をご自分で正しく作成し、早期に提出されますようご協力をお願いします。

税務署もしくは地区申告相談所にお越しの場合には、「前年分の収支内訳書や申告書の控」などをご持参ください。

また、確定申告書の提出や納税を期限までに行わなかったり、税額を少なく申告していた場合には、加算税や延滞税を納めなければならない場合がありますのでご注意ください。

③国税電子申告・納税システムについて (e-tax)

あらかじめ登録をすればご自宅からインターネットを通じて、申告や納税などを行うことができる「国税電子申告・納税システム (e-tax)」のサービスも提供しています。

e-tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

申告 受付 会場

- ▶場所 播磨町役場第1庁舎 2階202会議室
- ▶期間 2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日を除く)
- ▶受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時
※日時によっては混雑が予想され、受付時間内であっても当日の受け付けができない場合があります。あらかじめご了承ください。(特に、初日から数日間は混雑が予想されます)
- ▶受付内容 町県民税、国民健康保険税、一部の所得税申告
※譲渡所得・事業所得(1年目)・住宅借入金等特別控除(1年目)・住宅耐震改修特別控除・青色申告・準確定申告・損失申告の方は税務署で申告してください。

- ▶申告に際しての注意事項
 - ・ 医療費控除を申告する方は、事前に医療費の明細書を作成しておいてください。
 - ・ 事業などで収支計算が必要な方は、必ず収支内訳書を完成させてください。(役場では、収支内容についての指導は行っていません)
 - ・ 平成18年分の農業所得の申告には、収支計算書が必要です。
- 〈収支計算の方法〉収入金額－必要経費＝所得金額
収入金額…米や野菜の販売金額、自家消費など
必要経費…種もみや苗代、水利費、土地改良費、農機具の減価償却費や修繕費(平成17年分まで、水稻所得標準によって申告されていた方で減価償却費が不明な方は、役場税務グループまでお問い合わせください)

還付申告専用会場のご案内

今年も、還付申告書作成会場を開設します。サラリーマン(中途退職された方を含む)や年金所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除の還付申告をされる方はご利用ください。

- ▶場所 加古川市役所 10階
- ▶期間 2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日を除く)
- ▶時間 午前9時～正午 午後1時～4時
※事業所得・贈与税・相続税関係の相談は行っていません。



税理士による地区申告相談所

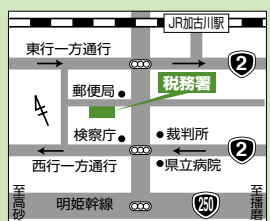
- 小規模事業者のための申告相談所を開設します。
- ▶開設期間 3月5日(月)、6日(火)
 - ▶時間 午前10時～正午 午後1時～4時
 - ▶会場 播磨町中央公民館 特別研修室
 - ▶持ち物 前年分の収支内訳書の控や申告書の控・筆記用具・計算器具
 - ▶費用 無料
 - ▶協力 近畿税理士会加古川支部、商工会議所、商工会、(社)加古川納税協会など
- ※町県民税・国民健康保険税の申告および譲渡所得・贈与税・相続税関係の相談は行っていません。

確定申告書のお問い合わせや提出は加古川税務署へ

- ▶相談日 月～金曜日 (土・日、祝日は休み)
- ※2月18日・25日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。
- ▶相談時間 午前9時～正午 午後1時～5時
- ▶問い合わせ
 - ・ 所得税・消費税に関すること ☎079(421)2953
 - ・ 贈与税に関すること ☎079(421)2954

- 申告と納税は期限内に
 - ・ 所得税・贈与税 3月15日(木)まで
 - ・ 消費税(個人事業者) 4月2日(月)まで

※駐車場スペースが少ないので、車での来場はご遠慮ください。



問い合わせ

税務グループ ☎079(435)0358
加古川税務署 ☎079(421)2951

実際にどのくらい税金の額が変わるの？

モデルケースを紹介しますので、参考にしてください。

所得税…当該年度1月～12月の収入に対して課税されます。
住民税…前年中1月～12月の収入に対して、翌年6月に課税されます。

【ケース1】 65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方の場合（右ページ①②③④参照）
 本人68歳（年金収入240万）、妻68歳（年金収入90万円）

		改正前		改正後		
		所得税 (18年分)	住民税 (18年度)	所得税 (19年分)	住民税 (19年度)	
所得	①公的年金収入	2,400,000				
	②公的年金控除	1,200,000				
	③雑所得(①-②)	1,200,000				
所得控除	④社会保険料控除	150,000	150,000	150,000	150,000	
	⑤配偶者控除	380,000	330,000	380,000	330,000	
	⑥基礎控除	380,000	330,000	380,000	330,000	
	⑦所得控除合計(④～⑥)	910,000	810,000	910,000	810,000	
	⑧課税所得(③-⑦)	290,000	390,000	290,000	390,000	
税額計算	所得割	⑨算出税額	29,000	19,500	14,500	39,000
		⑩定率減税額	2,900	1,500	廃止	廃止
		⑪調整控除額				5,000
		⑫減税額 (老年者非課税廃止に伴う軽減措置)		12,000		11,334
		⑬差引税額(⑨-⑩-⑪-⑫)	26,100	6,000	14,500	22,600
		⑭均等割額		2,100		3,400
⑮課税額(⑬+⑭)	26,100	8,100	14,500	26,000		
年間の税負担額(所得税+住民税)		34,200		40,500		



所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、住民税所得割が減額されます。
 (課税所得金額200万円以下)
 ・課税所得金額の5%
 $390,000円 \times 5\% = 19,500円 \dots a$
 ・人的控除額の差の合計額の5%
 配偶者控除38万-33万=5万、
 基礎控除38万-33万=5万
 計10万円 $\times 5\% = 5,000円 \dots b$
 $a > b$ により、調整控除5,000円

昭和15年1月2日以前に生まれた方で合計所得が125万円以下の方は19年度住民税額が3分の1減額して課税されます。

※単位は円

住民税：平成19年度以降定率減税が廃止されます。所得税：平成19年分以降定率減税が廃止されます。

【ケース2】 給与所得者で、所得割が課税されている方の場合（右ページ①②④参照）
 本人45歳（給与収入550万）、妻（専業主婦）、子ども2人（17歳、12歳）

		改正前		改正後		
		所得税 (18年分)	住民税 (18年度)	所得税 (19年分)	住民税 (19年度)	
所得	①給与収入	5,500,000				
	②給与所得	3,860,000				
所得控除	③社会保険料控除	500,000	500,000	500,000	500,000	
	④生命保険料控除	50,000	35,000	50,000	35,000	
	⑤損害保険料控除	15,000	10,000	15,000	10,000	
	⑥扶養控除	1,010,000	780,000	1,010,000	780,000	
	⑦配偶者控除	380,000	330,000	380,000	330,000	
	⑧基礎控除	380,000	330,000	380,000	330,000	
⑨所得控除合計(③～⑧)	2,335,000	1,985,000	2,335,000	1,985,000		
⑩課税所得(②-⑨)	1,525,000	1,875,000	1,525,000	1,875,000		
税額計算	所得割	⑪算出税額	152,500	93,700	76,200	187,500
		⑫定率減税額	15,250	7,100	廃止	廃止
		⑬調整控除額				16,500
		⑭差引税額(⑪-⑫-⑬)	137,200	86,600	76,200	171,000
		⑮均等割額		4,800		4,800
⑯課税額(⑭+⑮)	137,200	91,400	76,200	175,800		
年間の税負担額(所得税+住民税)		228,600		252,000		



所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、住民税所得割が減額されます。
 (課税所得金額200万円以下)
 ・課税所得金額の5%
 $1,875,000円 \times 5\% = 93,750円 \dots a$
 ・人的控除額の差の合計額の5%
 扶養控除 101万-78万=23万、
 配偶者控除38万-33万=5万、
 基礎控除38万-33万=5万
 計33万円 $\times 5\% = 16,500円 \dots b$
 $a > b$ により、調整控除16,500円

※単位は円

住民税：平成19年度以降定率減税が廃止されます。所得税：平成19年分以降定率減税が廃止されます。

※上記のモデルケースはあくまでも参考ですので、不明な点があれば役場税務グループまでお問い合わせください。



税源移譲

平成19年度から「所得税・住民税」のしくみが大きく変わります

広報はりま11月号にて紹介させていただいた「税のお知らせ」の特集はご理解いただけただけでしょうか？今回は具体的にモデルケースを示し、税制改正によってみなさんの税額にどのくらい影響してくるのかをお知らせします。

① 税源移譲により、所得税と住民税(所得割)の税率が変わります。

住民税所得割の税率が一律10%に統一され、多くの場合、1月分から所得税が減り、そのぶん6月から住民税が増えることとなります。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。〔注意 後述②「定率減税の廃止」や③「65歳以上の方の非課税措置の廃止に伴う経過措置」の縮小によって、実際の住民税額は増えることとなります〕

	平成19年	4段階の税率を、6段階に細分化(所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計)
所得税	1月徴収分から適用	
住民税	6月徴収分から適用	3段階の税率から、一律10%に(県民税4%、町民税6%)

② 定率減税が廃止されます。

定率減税とは、税額から一定の額を控除する措置です。平成11年度から景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、平成19年から廃止されることになりました。

	平成18年	平成19年以降
所得税	平成18年1月分から税額の10%相当分を減額(上限12万5千円)	平成19年1月分から廃止
住民税	平成18年6月分から税額の7.5%相当分を減額(上限2万円)	平成19年6月分から廃止

③ 65歳以上の方の非課税措置の廃止に伴う経過措置(住民税のみ)

平成17年1月1日において、65歳以上(昭和15年1月2日以前生まれの方)で前年の合計所得が125万円以下の方については、平成18年度は年税額の3分の2が減額されていましたが、平成19年度は年税額の3分の1が減額となります。(平成20年度からは全額課税となります)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度以降
均等割	1,300円	2,600円	全額課税
所得割	3分の1を課税	3分の2を課税	

※平成18年度から上記の均等割に県民緑税800円が加算されています。(県民緑税は減額の対象にはなりません)

④ 調整控除の創設

所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担額の増加を調整するため、住民税所得割額から、次の額が減額されます。

- ・住民税の課税所得金額が200万円以下の方…(ア)と(イ)のいずれか小さい額の5%
 (ア)個人住民税の課税所得金額
 (イ)所得税と住民税との人的控除額の差額の合計額
- ・住民税の課税所得金額が200万円超の方
 {人的控除額の差の合計額 - (住民税の課税所得金額 - 200万円)}の5%
 ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円

	所得割	住民税	差額
基礎控除	38万円	33万円	5万円
配偶者控除	一般	38万円	5万円
	老人	48万円	10万円
扶養控除	一般	38万円	5万円
	特定	63万円	18万円
	老人 (同居老人加算)	48万円 10万円	38万円 7万円

※その他、障害者・寡婦・寡夫・勤労学生などの人的控除があります。

※今回の税制改正により、所得税と住民税を合わせた税負担が増えないための前提として、所得が確定していなければなりません。また、税務署で確定申告の必要がないと言われた場合でも住民税の申告が必要になる場合がありますので、申告期限までに役場で住民税の申告を行ってください。

※住民税の課税は、本人からの申告が無いものについては、たとえ町が確認できる控除であっても勝手に加えることはできません。国民健康保険税を支払っている場合や障害者控除・寡婦控除に該当する場合などについては、申告によって税額が大きく変わる場合がありますので、該当される方は申告を行ってください。